

輪島市監査公表第64号

平成28年10月12日付発監査第154号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年3月22日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





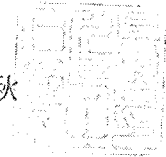
発 監 第 599号

平成29年3月21日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 小山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

監 理 課

監査執行年月日

平成28年10月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について</p> <p>個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら、徴収納付に努めているが、新たな滞納が発生している。引き続き滞納額削減に向けて取り組まれない。</p>	<p>新たな滞納発生を防ぐため、滞納が発生した段階で、迅速な督促を行い、早期納付に努めてまいります。また滞納者には、引き続き文書及び電話による督促を行い、履行しない場合には訪問等により、滞納額削減に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>措置方針等</p>